

改正農地法の概要

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地を最大限に有効利用

農地法の目的等の見直し

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。

農地の権利取得に係る許可要件の見直し

- 「地域との調和要件」(周辺の農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと)を創設。
- 「下限面積要件」(権利取得後の面積が原則都府県50a(北海道2ha)以上)の特例措置を一定の基準に従い定められる主体を都道府県知事から農業委員会に変更。

農地の貸借規制の見直し

- 農業生産法人以外の法人による農地の借入れを可能に。(業務執行役員のうち一人以上の者がその法人の農業に常時従事すること等の一定の要件が必要)
- 事後において、勧告、許可の取消し等の措置を創設。
- 農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長。

農業生産法人要件の見直し

- 農業生産法人への加工業者等からの出資制限について、一定の者について緩和(4分の1以下→2分の1未満)。
- 農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に。

農地の面的集積の推進

- 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が委任を受けて、所有者に代理して農地を貸し付ける仕組みの創設。

遊休農地対策の強化

- 市町村の判断に基づく対策を改め、市街化区域の農地も含めた全ての遊休農地を対象を拡大。
- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置。

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

農用地区域内農地の確保

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない。

農地転用規制の厳格化

- 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- 違反転用に対する罰則を強化(法人:300万円→1億円)

農地法の目的の改正について

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。

改正農地法の目的

(目的)

第1条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(参考)改正前農地法の目的

(この法律の目的)

第1条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。

責務規定の新設

(農地について権利を有する者の責務)

第2条の2 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

農地の権利を取得する仕組み等について

農地を効率的かつ適切に利用すれば、個人は原則自由に農地を取得し参入可能

すべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

一定の面積を経営

原則(都府県:50a、北海道:2ha)にかかわらず、地域の実情に応じ、自由に設定可能

周辺の農業に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

貸借であれば、法人は全国どこでも参入可能

貸借契約に解除条件を付す

適正に農地を利用していないときは契約を解除する旨を明文化

地域における適切な役割分担

集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

役員のうち1人は農業に常時従事

地域の調整役として責任を持って対応できる者が、農業(マーケティング等経営や企画に関するものも含む)に参画

農地を所有して参入することは、法人でも一定の要件を満たせば可能(農業生産法人)

法人形態

譲渡制限のある株式会社、農事組合法人、合名・合資・合同会社

事業内容

主たる事業が農業(売上高の過半)

構成員

- ・農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上を占めること
- ・加工業者等の関連事業者の場合は、総議決権の2分の1未満まで可能。

役員

役員のうち1人が農業の常時従事者であること等

農地の権利取得に係る許可要件の見直しについて

- 全国の約7割で地域の実情に応じて独自に面積を設定しているところ。
- その他の地域においても、その地域の平均的な規模、遊休農地の状況等を考慮。

設定状況

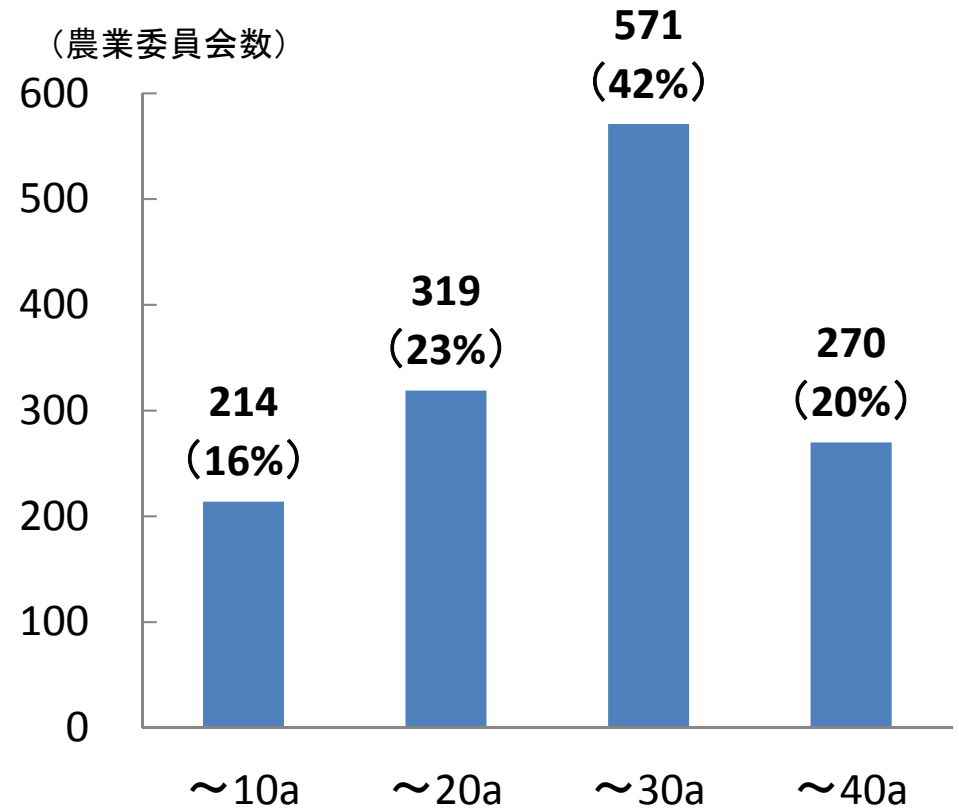
農業委員会数合計	1,738 (100%)
検討の結果、独自の面積を設定している	1,124 (65%)
検討の結果、法定の面積(北海道2ha、都府県50a)としている	614 (35%)

資料:農林水産省経営局調べ(平成25年4月1日現在)

注1:農業委員会数には、農業委員会を設置していない市町村を含む。

注2:農業委員会は、毎年、設定面積の妥当性を検討し、必要に応じて改めている。

面積別の設定状況



資料:農林水産省経営局調べ(平成25年4月1日現在)

注1:複数の面積を設定している場合があるため、農業委員会数には重複がある。

注2:北海道を除く。

法人が農業に参入する場合の要件について

一般法人の参入要件

- 農地の権利を取得するための基本的な要件等を満たせば、**相対**で貸借が可能。また、**参入区域制限はなし**。

貸借契約に**解除条件**が付されていること

解除条件の内容

農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと

役割分担の内容

集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

業務執行役員が1人以上**農業**に常時従事すること

「農業」の内容

農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するもの

農業生産法人の参入要件

1. 法人形態要件 株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2. 事業要件 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)[売上高が過半]
3. 構成員要件

農業関係者

- ・農業の常時従事者
- ・農地の権利提供者
- ・基幹的な農作業を委託している農家
- ・農地保有合理化法人
- ・地方公共団体
- ・農業協同組合、農業協同組合連合会

総議決権の4分の3以上

農業関係者以外

- ・法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者
(例)・他の農業生産法人
・スーパー、外食産業 等

総議決権の4分の1以下

〈特例〉
・農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合、農家・他の農業生産法人一制限なし
農外の者一総議決権の2分の1未満
・農商工連携事業者等一定の関連事業者は総議決権の2分の1未満

4. 役員要件

① 役員の過半が農業の常時従事者(原則年間150日以上)である構成員であること。

② ①のうち過半の者が農作業に従事(原則年間60日以上)すること。

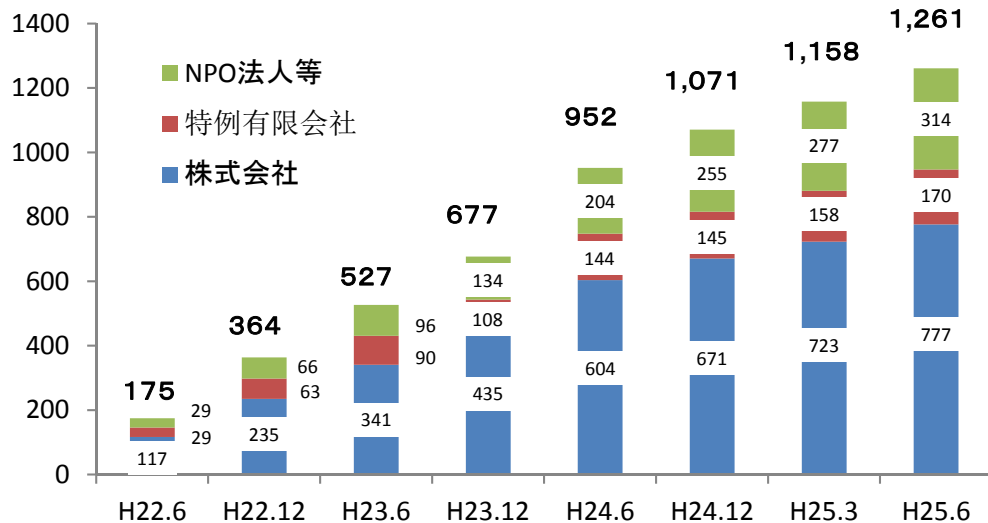
役員全体の過半

過半の過半

一般法人の農業参入の動向

改正農地法施行後約3年6ヵ月で農地法改正前の約5倍のペースで一般法人が参入（新たに1,261法人）するなど、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加

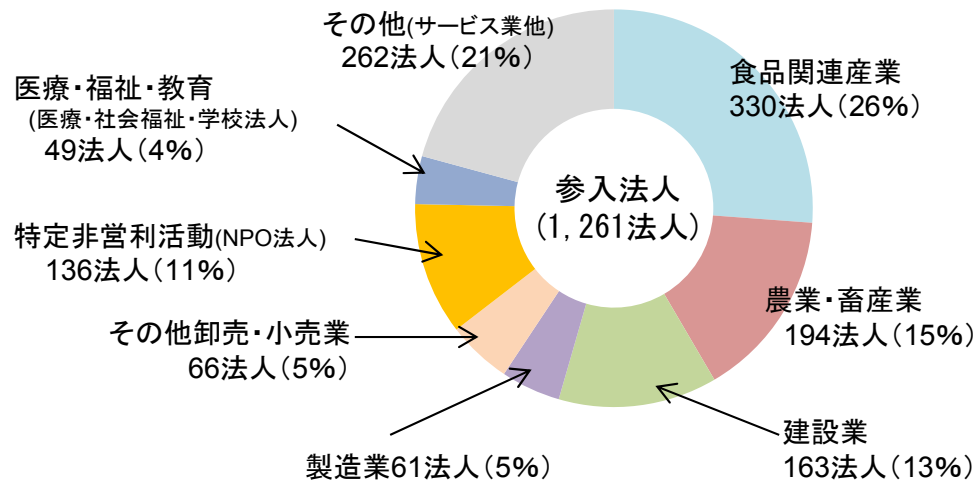
○一般法人数の推移



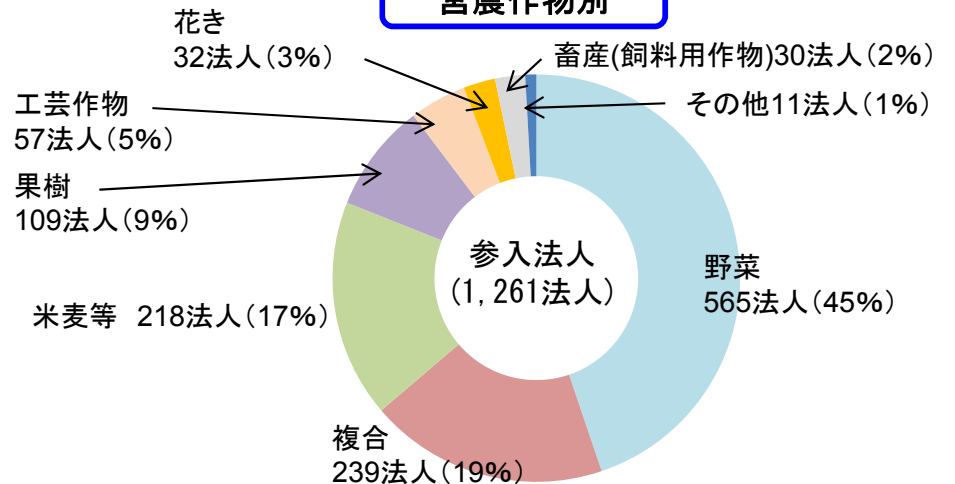
	改正農地法 施行前 (H15.4～ H21.12)	改正農地法 施行後 (H21.12～H25.6)	差	増加率
参入法人数	436	1,261	825	289%
株式会社	250	777	527	311%
1年当たり 平均参入数	65	360	296	558%

○改正農地法施行後の参入法人の形態別・営農作物別内訳

業務形態別



営農作物別

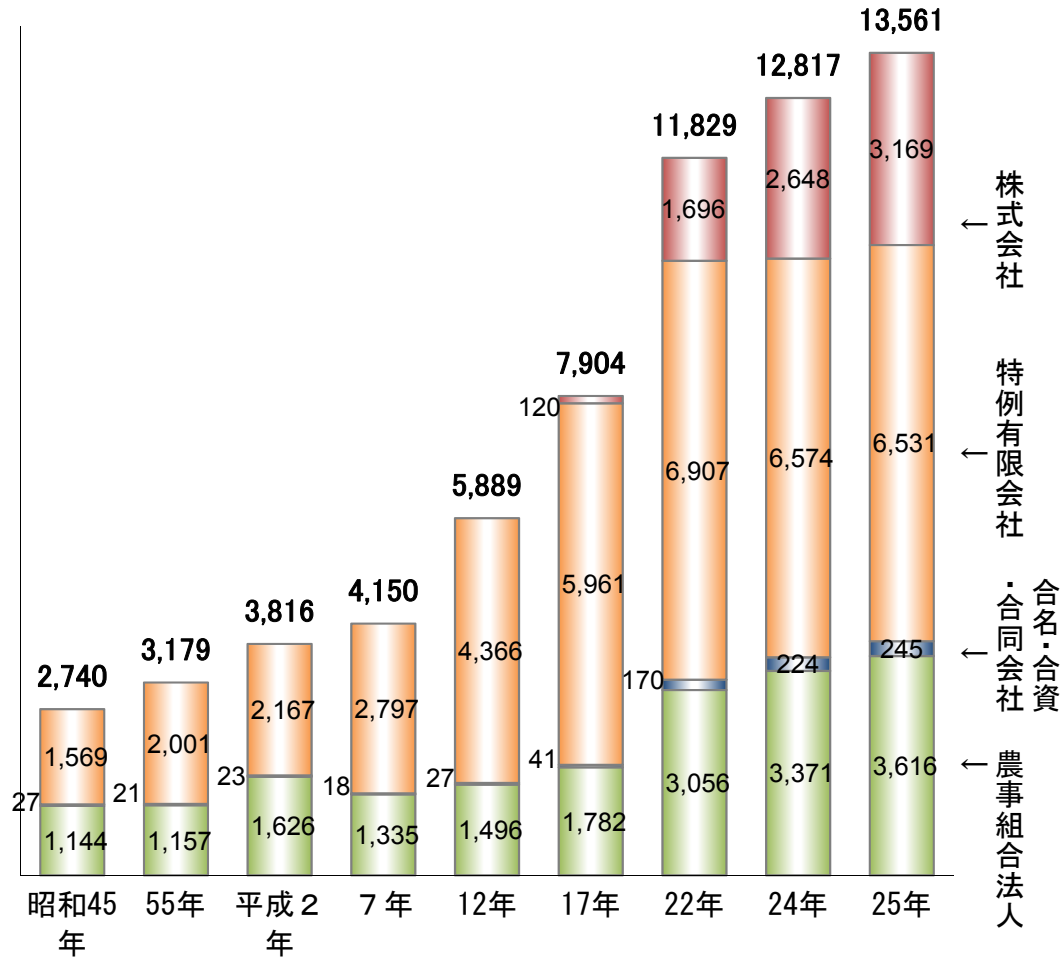


資料：農林水産省経営局調べ(平成25年6月末現在)

農業生産法人の農業参入について

農業生産法人数の推移

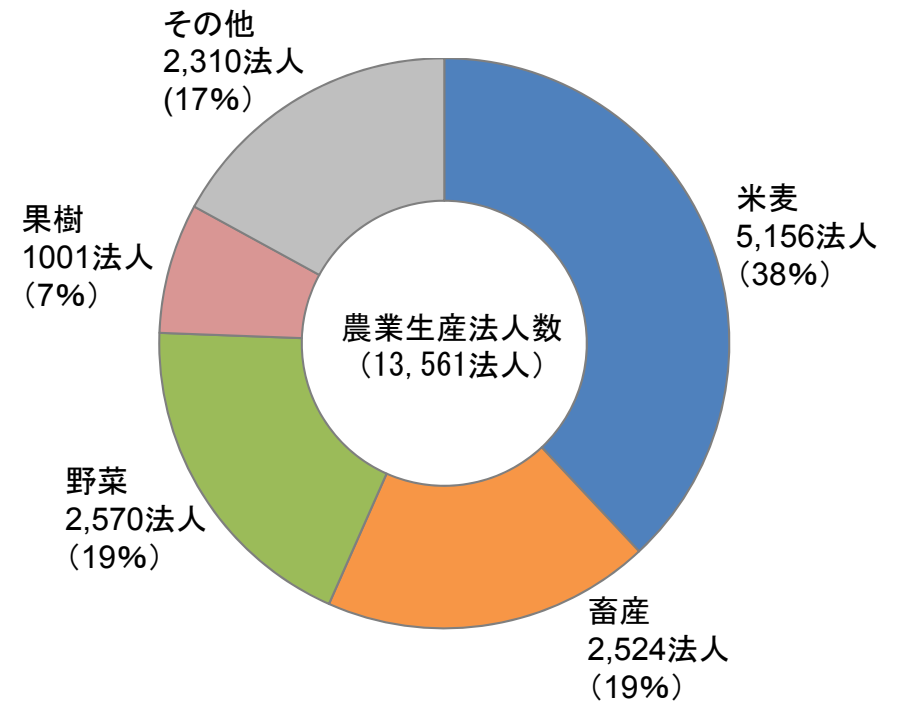
(法人数)



資料: 農林水産省経営局調べ(各年1月1日現在)

注: 「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

営農類型別の農業生産法人数



資料: 農林水産省経営局調べ(平成25年1月1日現在)

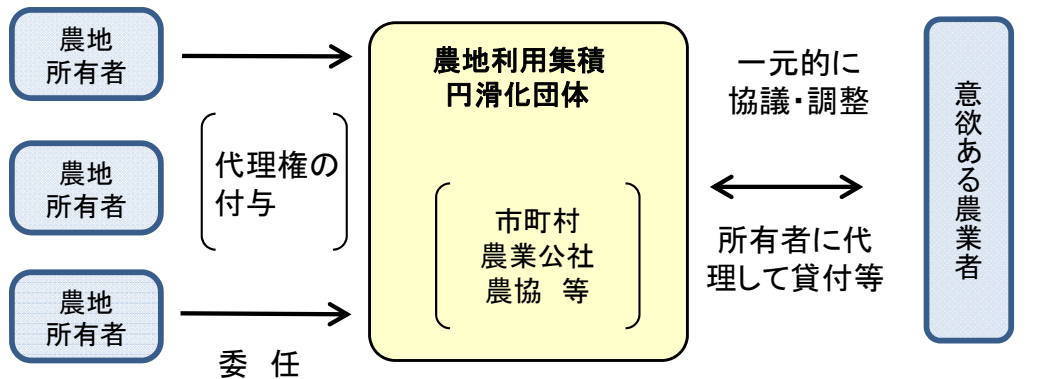
注: 営農タイプの区分は、主たる作物(粗収益の50%以上を占める作物)により分類し、いずれも50%に満たない法人は「その他」とした。

農地の面的集積の推進について

- 市町村段階の面的集積組織(農地利用集積円滑化団体)が委任を受けて、所有者に代理して農地を貸し付ける仕組みを創設。
- 農地利用集積円滑化事業については、約9割の市町村で実施主体が決定。

農地利用集積円滑化事業の仕組み

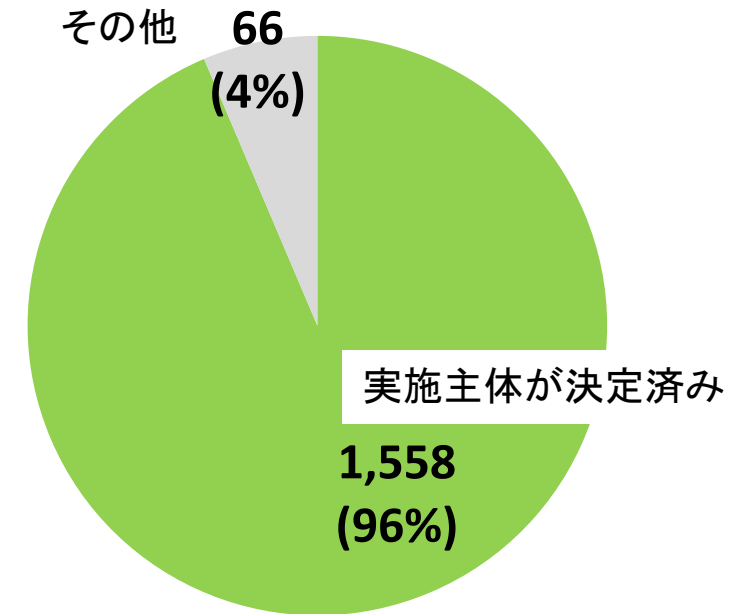
＜改正農地法で農地の仲介の仕組みを創設＞



(円滑化団体が調整するメリット)

- ・ 多数の農地所有者と交渉しなくても、円滑化団体と協議すれば規模拡大・面的集積を実現できる。
- ・ 公的機関が調整することにより、近所の農家には貸したくないなどの心理的抵抗感や軋轢を緩和することができる。
- ・ 自ら受け手を探せない者の農地を耕作放棄化させず、確実に受け手につなげることができる。

農地利用集積円滑化事業実施市町村数 (基本構想策定市町村数1,624)



資料: 農林水産省経営局調べ(平成24年7月末現在)

遊休農地対策について

- 遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施。その上で、当該所有者等が勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、農地保有合理化法人等が利用権を設定できるよう措置。
(また、所有者が分からない遊休農地については、知事の裁定で農地保有合理化法人等が利用できるよう措置。)

毎年1回、農地の利用状況を調査

遊休農地

- ・1年以上耕作されていない
- ・今後も耕作される見込みがない

周辺地域の農地の栽培方法と比較して、著しく劣っている農地

指導の実施

農地所有者等に対して、
①自ら耕作するか
②誰かに貸し付けるか
等を指導

所有者等による利用計画の届出

遊休農地である旨の通知

相当期間耕作されない

仮登記を理由に指導に従わない

指導できない

必要な措置の勧告

内容が不適切

届出がない

行動しない

病害虫の発生等により、緊急に対応する必要がある場合

市町村長による支障の除去等の措置命令又は代執行

都道府県知事の裁定

所有権の移転等の協議(利用希望者←→所有者等)

協議不調の場合における都道府県知事の調停

最終的には
都道府県知事の裁定

優良農地の確保について

- 農業振興地域制度について、優良農地の確保を図るための仕組みを充実させるとともに、農用地区域からの除外を厳格化。
- 農地転用許可制度について、公共転用の法定協議制を導入のほか、違反転用の罰則強化等の農地転用規制を厳格化。

〔農業振興地域の整備に関する法律(農振法)〕

確保すべき農用地面積の目標

【現行】国及び都道府県において、確保すべき農用地面積の目標を定め、その達成を図るための規定がない

【改正後】国の「基本指針」及び都道府県の「基本方針」の各々に確保すべき農用地面積の目標を記載することを法律上明記し、毎年、達成状況を公表するとともに、不十分な都道府県に対し国が是正の要求

農用地区域からの除外の厳格化

【現行】集団農地の縁辺部にある農地であれば、効率的かつ安定的な農業経営を営む者により現に利用集積され、又はこれから利用集積されることが見込まれるものであっても、除外が可能

【改正後】農用地区域内の農地について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合について、除外を厳格化

〔農地法〕

農地転用規制の厳格化

【現行】国又は都道府県が公共施設の設置をするための農地転用については、許可不要のため、施設の周辺において無秩序なかい廃を誘発

【改正後】学校、病院等の公共施設への転用について、法定協議制を導入

違反転用に対する罰則強化

※ 下線部が今回改正部分

事項		現行		改正後	
		法人	個人	法人	個人
違反転用	罰金	300万円以下	300万円以下	<u>1億円以下</u>	300万円以下
	懲役	—	3年以下	—	3年以下
違反転用における原状回復命令違反	罰金	30万円以下	30万円以下	<u>1億円以下</u>	<u>300万円以下</u>
	懲役	—	6ヶ月以下	—	<u>3年以下</u>